



# ひだまり便り

第39号〈平成24年1月号〉  
特定非営利活動法人  
ひだまり  
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…[hidamari@almond.ocn.ne.jp](mailto:hidamari@almond.ocn.ne.jp) ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

## 理事長より

ひだまり理事長 小関茂

新年おめでとうございます。旧年中のご支援にお礼を申し上げますとともに、皆様並びにご家族のご健勝を心よりお祈り申し上げます。本年もこれまで同様ご支援賜りますようお願い致します。

平成23年はまさに激動の年でありました。今の日本は政治・経済・外交・環境などあらゆる方面で問題山積です。国民としてはグッと耐える時期でしょうが、新年も引続き厳しい情勢が予想されます。せめて気持ちだけでも新たにすべく自戒しております。

そのような情勢の中でも、障害者福祉の世界では6月に障害者虐待防止法、続く7月には改正障害者基本法(正式には障害者基本法の一部を改正する法律)が成立し、障害者を取巻く状況は緩やかではありますが前進しています。

A Happy New Year



### ■ 事務局の相談事業が機能しています ■

保護者の皆様の高齢化に伴い、あとに残る障害を持つ子の将来についての相談が増えつつあります。いずれも片親のご家庭に生ずる、避けて通れない問題…これから先をどうしようというケースです。私どもが成年後見に取り組んできて皆様のお役に立つことが現実化することは、良かったと思う反面、どこまでカバーできるのだろうか、また情報が入らないけれどお困りのご家庭があるのではないかと推測し心配しています。障害児者の将来を守る父の樹会の組織、法人父の樹会の施設、ひだまりの機能、三者で取り組む体制がますます重要になってくる時代を迎えたと実感するこの頃です。

### ■ 今年も成年後見セミナーを開催します ■

ひだまりは「親なきあとは、親あるうちに」を共通テーマとして成年後見セミナーを毎年開いており、今年で第6回目を迎えます。昨年は「障害者を支える制度や仕組み」を主題に、第1部は千葉市成年後見支援センター長の根岸淳一氏による千葉市の成年後見への取組みについて、第2部は「支える制度や仕組み」のうち、公的社会保障制度や個人保険のことなどをお伝えしました。そして第2部の内容は後日冊子にしてお配りしました。

今年も1月15日(日)10時～12時、例年通り勤労市民プラザで開催します。



## 「相続と遺言&災害への備え」

### 第1部 「この子に何を残せますか？」 ～相続と遺言～

この子の将来の安定した生活のために、親として何が残せるのか？ どう残すのか？ お得な残し方、お勧めパターンについて事例を盛り込みながら説明します。また、「相続」が「争族」とならないよう、遺言やエンディングノートで“想い”を残すことの大切さをお伝えします。



### 第2部 「災害への備えは万全ですか？」 ～防災マニュアル～

3・11 東日本大震災の後多くの災害関連の書籍やパンフレットが出版されていますが、残念ながら知的障害に関する内容のものはあまり見られません。この点に着目して多少なりともお役に立てるように、コンパクトな「防災マニュアル」を作成しました。

いざ災害が生じた場合私たち自身で出来ることは極めて限られると思いますが、せめて備えだけでも普段から忘れないうちに用意しましょうという心がけの話です。

これらの内容は後日冊子にして皆様にお配りします。

## 成年被後見人に選挙権の回復を

ひだまり専務理事 田川正浩

平成12年に始まった成年後見制度は各地で利用が進み、障害のある人の親なき後の暮らしや権利擁護のために必要な制度となっています。しかしながら、被後見人になると公職選挙法の規程により選挙権が失われます。これまで選挙に行っていた人が、財産の管理や身上監護のために後見人をつけると、突然選挙に行けなくなるのです。権利擁護のための制度が、選挙権という重要な人権を侵害するという問題です。

平成23年2月1日、公職選挙法の規定が憲法違反であるとの提訴が東京で行われました。その後も、埼玉、京都、札幌など各地で同様の裁判が始まっています。これを機に、全日本手をつなぐ育成会を中心に全国各地で公職選挙法の規定削除を求めて100万人の署名活動を展開していますので、協力された方も多いと思います。

11月17日には、衆議院第一議員会館の多目的ホールで「もう一度選挙に行きたい」選挙権の回復を求めて～をテーマに院内集会が開催され、民主党、自民党、公明党の超党派の国会議員5名、代理の秘書8名を含む全国から132名の多数が参加し、熱気に溢れた集会となりました。

挨拶に立った各議員からは、裁判所の判断を待つことなく、立法府として国会で公職選挙法の改正に取り組みたいとの力強く頼もしい発言があり、憲法学者や後見選挙訴訟代理人の弁護士によるシンポジウムでは、被後見人の選挙権剥奪は明らかな憲法違反であることが確認されました。

東京地裁での公判は、原告を支援する人の行列で一般傍聴席は毎回抽選が行われて常に満席、裁判官からの質問に被告である国側は不十分な回答をするなど、裁判の行方は一見原告有利に進んでいるかのように見えますが、長期化することも予想されます。今後の推移を注意深く見守っていききたいものです。

